

2007年7月19日
県労福協発第13号

熊本県知事 潮谷 義子 様

熊本県労働者福祉協議会
会長 河瀬 和典

多重債務対策本部（協議会）の設置について（要請）

日頃の県政へのご尽力に、心から敬意を表します。

さて、昨年国民運動の成果として改正貸金業法が成立し、2009年末を目途に高金利引き下げの道筋が開けました。しかし、法改正によって現存の多重債務者が直ちに救われるわけではありません。年間8,000人もの方が経済苦を理由に自らの命を絶ち、未だにサラ金利用者の9割が利息制限法を知らずに違法な利息を払い続けています。230万人とも言われる多重債務者のうち、相談窓口アクセスできているのは、わずか2割に過ぎません。人知れず悩みを抱え込んでいる8割の人たちを相談窓口適切に誘導し、生活再建も含めて総合的な問題解決につなげる仕組みと体制を整備することが、喫緊の課題となっています。

こうしたことから、政府の多重債務対策本部は、本年4月20日、直ちに取り組みべき具体的施策として「多重債務問題改善プログラム」を策定し、国・自治体・関係者が一体となって実行していくことを求めています。

とりわけ、相談者にとって身近な自治体の役割は大きく、多重債務対策は、住民の自殺・犯罪・家庭崩壊などの悲劇を回避し、税・保険料等の滞納の解消にもつながるなど、自治体にとってもメリットが多く効果は絶大です。

つきましては、貴職におかれましても、同プログラムに基づいて、速やかに以下の対策を講じられますことを要請いたします。

記

1. 速やかに多重債務対策本部（協議会）を設置し、そこを核として全県で官民一体となった多重債務対策を立案・実施すること。
2. 県の相談窓口と庁内各部署の連携をはかりつつ、多重債務者の早期発見に努め、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法（生活再建も含む）の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実をはかること。また、十分な相談対応ができない市町村の住民に対して相談を行う補完的役割を果たすこと。
3. 各市町村においても同様に相談体制の整備・充実がはかれるよう指導性を発揮するとともに、市町村からの照会・相談への対応、職員・相談員の研修、専門機関とのコーディネートなどの支援を行うこと。
4. 相談窓口や解決方法、上限利息等について、広報・周知に努めること。

末筆ながら、多重債務対策本部（協議会）における施策の検討や実施に関しましては、当会も最大限の協力をさせていただきますことを申し添えます。

以上